

佐賀県立図書館の管理に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第三号

佐賀県立図書館の管理に関する規則等の一部を改正する規則

(佐賀県立図書館の管理に関する規則の一部改正)

第一条 佐賀県立図書館の管理に関する規則(昭和三十七年佐賀県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第八条の二を削る。

第九条を次のように改める。

(館長の専決事項)

第九条 館長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。

- 一 職員の事務分掌に関すること。
- 二 職員の旅行を命令すること。
- 三 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、特別休暇(裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。)及び引き続き十日以内の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成二年法律第百十号)第十九条第一項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。
- 四 職員の週休日の振替並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関すること。

五 職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関すること。

六 佐賀県情報公開条例（昭和六十二年佐賀県条例第十七号）に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例（平成十三年佐賀県条例第三十七号）に基づく個人情報情報の開示の決定等に関する事。

七 佐賀県立図書館施設使用料条例（昭和二十七年佐賀県条例第六十八号）第四条の規定に基づく使用料の減免に関する事。

八 その他軽易な事項に関する事。

2 副館長、課長、室長及び係長は、館長が専決することができる事務のうち、館長が定めるものを専決することができる。

3 館長は、第一項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、教育委員会に報告しなければならない。

第十一条から第十三条までを次のように改める。

第十一条から第十三条まで 削除

（佐賀県教育センターの管理に関する規則の一部改正）

第二条 佐賀県教育センターの管理に関する規則（昭和五十四年佐賀県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第八条の二を次のように改める。

（所長の専決事項）

第八条の二 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。

一 職員の事務分掌に関する事。

二 職員の旅行を命令すること。

三 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）及び引き続き十日以内の病気休

暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成二年法律第一百十号)第十九条第一項の規定に基づく部分休業の願の処理に関する事。

四 職員の週休日の振替並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関する事。

五 職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関する事。

六 佐賀県情報公開条例(昭和六十二年佐賀県条例第十七号)に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例(平成十三年佐賀県条例第三十七号)に基づく個人情報の開示の決定等に関する事。

七 その他軽易な事項に関する事。

2 副所長、課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

3 所長は、第一項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、教育委員会に報告しなければならない。

第十一条から第十三条までを次のように改める。

第十一条から第十三条まで 削除

(佐賀県立九州陶磁文化館の管理に関する規則の一部改正)

第三条 佐賀県立九州陶磁文化館の管理に関する規則(昭和五十五年佐賀県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第八条の二を次のように改める。

(館長の専決事項)

第八条の二 館長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。

一 職員の事務分掌に関する事。

二 職員の旅行を命令する事。

三 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産

後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者
出産時育児休暇、育児休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人
等として官公署に出頭する場合を除く。）及び引き続き十日以内の病気休
暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成二年法律第百十号）
第十九条第一項の規定に基づく部分休業の願の処理に関する事。

四 職員の週休日の振替並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指
定に関する事。

五 職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関する事。

六 佐賀県情報公開条例（昭和六十二年佐賀県条例第十七号）に基づく公
文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例（平成十三年佐賀県条例第三十
七号）に基づく個人情報開示の決定等に関する事。

七 条例第四条第二項第一号及び第二号に掲げる者の観覧料の免除に関す
る事。

八 その他軽易な事項に関する事。

2 副館長、課長及び係長は、館長が専決することができる事務のうち、館
長が定めるものを専決することができる。

3 館長は、第一項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又
は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、教育委
員会に報告しなければならない。

第十条から第十二条までを次のように改める。

第十条から第十二条まで 削除

第十六条の二を次のように改める。

第十六条の二 削除

（佐賀県立博物館処務規則の一部改正）

第四条 佐賀県立博物館処務規則（昭和五十八年佐賀県教育委員会規則第五号）

の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「引き続き五日以内の」を削り、同条第七号中「規定する者」を「掲げる者」に、「第七条に規定する」を「第七条の規定に基づく」に改め、同条に次の二項を加える。

2 副館長、課長及び係長は、館長が専決することができる事務のうち、館長が定めるものを専決することができる。

3 館長は、第一項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、教育委員会に報告しなければならない。

(佐賀県立美術館処務規則の一部改正)

第五条 佐賀県立美術館処務規則(昭和五十八年佐賀県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「引き続き五日以内の」を削り、同条第七号中「規定する者」を「掲げる者」に、「第七条に規定する」を「第七条の規定に基づく」に改め、同条に次の二項を加える。

2 副館長、課長及び係長は、館長が専決することができる事務のうち、館長が定めるものを専決することができる。

3 館長は、第一項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、教育委員会に報告しなければならない。

(佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則の一部改正)

第六条 佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則(平成五年佐賀県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「引き続き五日以内の」を削り、同条第七号中「規定する者」を「掲げる者」に、「第九条に規定する」を「第九条の規定に基づく」に

改め、同条に次の二項を加える。

2 副館長、課長及び係長は、館長が専決することができる事務のうち、館長が定めるものを専決することができる。

3 館長は、第一項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、教育委員会に報告しなければならない。

(佐賀県立佐賀城本丸歴史館の管理に関する規則の一部改正)

第七条 佐賀県立佐賀城本丸歴史館の管理に関する規則(平成十六年佐賀県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「引き続き五日以内の」を削り、同条第七号中「規定する」を「掲げる」に改め、同条に次の三項を加える。

3 副館長、課長及び係長は、館長が専決することができる事務のうち、館長が定めるものを専決することができる。

4 館長は、第一項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、教育委員会に報告しなければならない。

5 前二項の規定は、第二項の規定により副館長が専決処理する場合について準用する。この場合において、第三項中「副館長、課長及び係長」とあるのは「課長及び係長」と、「館長」とあるのは「副館長」と、第四項中「第一項」とあるのは「第二項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。